



Title	阪大法学 53巻 3・4号 巻頭の辞
Author(s)	多胡, 圭一
Citation	阪大法学. 2003, 53(3,4)
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/55147
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

巻頭の辞

中山勲先生は、平成十五年三月三日をもつてめでたく定年を迎えられ、大阪大学大学院法学研究科教授をご退官になりました。先生の業績を讃え、深い感謝と惜別の念をこめて、ここに阪大法学特集号を刊行し、先生に捧げます。

中山勲先生は、昭和四一年二月大阪大学大学院法学研究科博士課程退学後、同年三月大阪大学法学部助手に任官、同助教授を経て、平成二年九月同教授に昇任されました。

先生の研究活動は憲法学の全ての領域に及んでいます。とりわけ基本的人権保障の全容解明に重点を置いた研究、なかでも①基本的人権の内容、②基本的人権の妥当範囲、③基本的人権の司法的保障に関する研究において、学界の発展に寄与して参りました。基本的人権の内容に関しては、基本的人権保障の意味を人が人間らしく生きるための基本的欲求の保障と捉えた上で、それが保障されなければならない理由を法学のみならず、心理学、生理学、人類学等の諸科学の成果も斟酌しながら、幅広い観点から検討している。その手法は、他に類を見ることが出来ない。しかも、それは最終的に法律学の理論に結述している。すなわち、法律学以外の諸科学によって基礎づけられた基本的欲求の理論は、一方において、憲法に列挙された個別的人権規定に根拠づけられ、他方において、個別的人権規定から漏れたものについて、憲法十一条の「基本的人権」や憲法十三条の「幸福追求に対する権利」に位置づけられている。このような明文根拠を持たない基本的権利を憲法の包括的基本権条項において保障するといふ解釈論は、現在では判例・学説ともに一致した見解であるが、先生が研究を始めた頃はまだ通説ではなく、その研究の先見性が高く評価される。

また、基本的人権の妥当範囲については、先生が早くから人権の第三者効力の問題に取り組んできたことを指摘しなければならぬ。先生が先鞭をつけた研究は、最高裁判所の判例に影響を与え、多くの研究者を巻き込んで多方面に展開していった。先生の基本的人権保障の研究は、八〇年代以降、司法的保障に焦点があわされることになる。この時期の学界の一般的傾向として、憲法訴訟の隆盛を挙げることができるが、先生は人権を裁判で実現するための諸条件を探索され、立法事実の検証方法、裁判所の能力の補完制度、専門的裁判部、準司法的審判制度の活用等、政治部門の裁量統制の制度・手続きに工夫を凝らすべきと主張した。憲法訴訟の熱気も一段落し、かつての細かな技術志向の解釈論から、ダイナミックな制度・手続き論に移行しつつある現在、先生の研究の先見性が高く評価される。

学内行政では評議員、法学研究科長・法学部長の要職に就かれ、法人化に向けて大阪大学に設置された大阪大学設置形態検討委員会の座長を務め、大学行政に多大な貢献をされ、大阪大学及び法学部の発展に尽力されました。

先生は学生をこよなく愛し、高邁な見識と真摯な研究態度をもって学生の指導に心血を注がれ、また生来の芸術的なセンスをもって学生に大きな影響を与え、有意な人材を多方面に送り出されました。学生に敬愛され人間味あふれる良き教師の模範でありました。

限られた紙面で先生の業績を讀え、お人柄を語り、我々の深い感謝と惜別の念を表し、巻頭の辞に変えさせていただきます。先生がこれからも益々ご壮健にて、ご活躍されますことを心よりお祈りいたします。

平成十五年十月

大阪大学大学院法学研究科長
大阪大学法学部長

多 胡 圭 一